

隱岐の島町公告

隱岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務の公募型プロポーザルの手続きを開始するので、次のとおり公告する。

平成31年4月22日

隱岐の島町長 池田高世偉

1. 業務の概要

(1) 業務名

隱岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務

(2) 業務内容

別紙「隱岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

島後清掃センター長寿命化総合計画策定業務

契約締結日～平成32年3月31日

島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援業務

契約締結日～平成32年3月31日

島後清掃センター基幹的設備改良整備事業設計施工監理業務

契約締結日（平成32年）～平成35年3月31日（予定）

島後清掃センター長期包括運営委託に係る導入可能性調査業務

契約締結日（平成32年）～平成33年3月31日（予定）

島後清掃センター長期包括運営委託に係る発注支援業務

契約締結日（平成33年）～平成34年9月30日（予定）

2. プロポーザルの概要

別紙「隱岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務プロポーザル実施要領」のとおり

3. 参加資格

参加者の資格要件は、次に掲げる事項を全て満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

(2) 本町の「平成31・32年度 測量建設コンサルタント業務等競争入札有資格者」であること。

- (3) 公告の日から契約締結の日までの間に、本町から指名停止を受けていないこと。
- (4) 町税等隠岐の島町に納付すべきものに滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者を役員、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (8) 「建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）」の「廃棄物部門」に登録があること。
- (9) 島根県に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等を有すること。
- (10) 管理技術者は、過去 10 年以内の国又は地方公共団体（一部事務組合・広域連合等を含む。）が発注した、管理技術者として以下の業務を元請として受託し、完了した実績を有すること。
 - ・ごみ焼却施設長寿命化総合計画策定業務
 - ・ごみ焼却施設基幹的設備改良整備事業に係る発注支援業務
 - ・ごみ焼却施設基幹的設備改良整備事業設計施工監理業務
 - ・ごみ焼却施設長期包括運営委託に係る導入可能性調査業務
 - ・ごみ焼却施設長期包括運営委託に係る発注支援業務
- (11) 管理技術者及び照査技術者は、1 年以上の直接的な雇用関係にあること。
- (12) 管理技術者及び照査技術者は、技術士法で定める技術士（衛生工学部門：廃棄物管理、廃棄物管理計画、廃棄物処理のいずれか）の資格取得後 5 年以上を有すること。

4. 審 査

審査委員会にて、一次審査で提出された参加表明書等を審査し技術提案書提出要請者を選考します。その後、二次審査でプローポーザル・ヒアリングによる技術提案書等の審査を行います。

5. 担当課

〒685-0021

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町飯の山 1-2

隠岐の島町役場 環境課（島後清掃センター内） 清掃施設係

電 話 : 08512-2-6303

e-mail : kankyou@town.okinoshima.shimane.jp

6. 実施要領等の交付

本プロポーザルに関する実施要領等の資料は、隠岐の島町ホームページからダウンロードできます。（URL：<http://www.town.okinoshima.shimane.jp>）

7. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限 平成31年5月14日（火）午後5時必着
- (2) 提出先 担当課
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類 隠岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務プロポーザル実施要領による

8. 技術提案書の提出

- (1) 受付期間 平成31年5月21日（火）から平成31年6月18日（火）午後5時
- (2) 提出先 担当課
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）
- (4) 提出書類 隠岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務プロポーザル実施要領による

9. 選定結果の通知及び公表

最優秀者及び次点者を、参加者全員に文書で通知するとともに、隠岐の島町ホームページで公表します。

10. 契約方法

最優秀者に対し、隠岐の島町島後清掃センター基幹的設備改良整備事業に係る発注支援等業務委託の契約に係る優先交渉権を付与します。

最優秀者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行います。

契約交渉により本町と合意に至った場合には、契約限度額の範囲内で随意契約を締結します。